

中電が調査当面中止を表明

上関原発建設巡るボーリング調査

新論拠を論破され退却

7年前の和解
条項持出すも

中電の違法性明白

中国電力は六月二十九日から上関町四代の田ノ浦沖で、上関原発建設にともなう海上ボーリング調査の準備作業に入るとした。しかし、同海域は祝島漁民が操業する海域であり、祝島漁民の同意がなくては調査活動はできないため、過去一回(二〇一九年一月と二〇二〇年一月)に調査断念と同様に調査とりやめがなされてきた。今回中電は「四日」に「調査場所付近におられる皆さまへ」とする文書を操業中の祝島漁民に示してきたが、祝島漁民の側が「二六日に中電の主張を論破する」「反論書」を手渡した。「反論書」を中電側は「調査は当面中止する」といって残して撤退していった。

揺るがぬ祝島漁民の漁業権

中電は「四日」調査場所付近におられる皆さまへ」と題する文書を海城で操業中の祝島の漁民たちに示した。文書には「平成二六(二〇一四)年六月、祝島の方々と中国電力は裁判上の和解をしており、中国電力が埋立工事施行区域内で進行の地質調査に際して、漁船等の船舶を進入・係留して同調査を妨げないという約束を

「調査書」を添付していった。同調査書には和解条項として、申立人(祝島漁民)らと被申立人(中国電力)が本件公有水面埋立法による免許に基つき、適法に埋立てに関する工事を再開したとき

は、申立人らが被申立人に対し、本件仮処分決定本文第一項の不作為義務を負うことを確認する」と記している。

「二六日には中電はいつかは午前二〇時から作業開始のころを午前九時

から開始とし、笹木上関原発準備事務所所長は田ノ浦に来るや早速「上関原発を建てさせない祝島漁民の会」の清水敏保代表の船を訪ね、清水氏が「反論書」を手渡し

漁民に調査への協力を依頼する中電職員(六月五日)



以下の通り。

審査調査に記されている和解条項には、中電が「適法に埋立てに関する工事を再開したとき」

「祝島漁民は中国電力に対し不作為義務を負う」としている。適法に埋立て工事が必要な場合には「事業者と公の関

グ調査においては、祝島漁民への損失補償は一切なされていない。したがって、本件ボーリング調査は適法になされておらず、祝島漁民が上記不作為義務を負うことは全くない。

以上笹木副所長は反論書を読み、再び午後二〇時ごろに清水氏を訪ね、「話し合いを持てないか」と持ちかけたが、「埋立を中止しない限り、話し合いには応じない」と拒否される。午後一時ごろになって「内部で弁護士等でも合わせるので、当面調査はしない」といって残して帰っていった。

なお、「一般海域上開許可の申請には、利害関係人の同意」が必要だが、中電は祝島漁民の同意を得ずに申請している。憲法二九条は祝島漁民に損失補償が必要であることを認めており、祝島漁民への損失補償も同意のない申請は違法であり、その違法な申請に「免許」を与えた山口県も違法違反を

犯している。また中電は広島高裁の二〇〇七年の判決を盾に、二〇〇〇年の補償契約で今回のボーリング調査も含めた漁業補償をした。そのかわりに自由漁業(釣り漁業)の権利も含め、漁業を営む権利は放棄された」と主張している。これに対して祝島漁民の会は、祝島漁民は補償金を受けとっており、加えて〇漁業補償額は事業の前二〜五年間の漁業収入をもとに算定しなければならぬとされており、今年のボーリング調査にともなう補償額を二〇〇〇年に算定できたはずはない。②補償契約に基づき自由漁業の権利に制約を受けるのは、二〇〇〇年当時、当該海域で自由漁業を営んでいた「二〇〇〇年の祝島漁協組合員」であり、現在、当該海域で自由漁業を営んでいる祝島漁民のほとんどは「二〇〇〇年の祝島漁協組合員」ではないので、補償契約に

よる制約は全く受けない」と反論しており、中電の主張はすでに破たんしている。

今回中電は新たな論拠をひねり出して示したが、それも祝島漁民から論破された。